

日本臨床心理士資格認定協会

執行部の皆様

先生方におかれましてはますますご清祥のことと拝察申し上げます。

奈良県臨床心理士会からお願い申し上げたいことがございます。

只今、いわゆる「公認心理師法案」が臨時国会に継続上程される見込みにあります。

日本臨床心理士資格認定協会として、また責任あるお立場として先生方、皆様、ご奮闘のことと存じ上げます。

ところで、広く見渡しますと、日本臨床心理士会を中心とする推進連とか推進協といった組織の法制化推進の動きの一方で、その内容に対する批判、反対の動きも全国的に活発に見られてきています。

奈良県臨床心理士会がまとめました反対意見、問題提起の数々を資料として添えます。

われわれ奈良県臨床心理士会と致しましては、これまで国民のために活躍して実績を挙げてきた臨床心理士の存在を軽視した公認心理師法案推進の動きに対して疑問と反対の考えを公的に提示する努力をしてきました。

要望書第1弾、要望書第2弾を国会議員の議連メンバー、各地の臨床心理士会にあててお送りして意思を伝えてきました。(資料を添えます。)各地の臨床心理士会、そして問題意識を有した臨床心理士集団がさまざまな声を上げてきておりますこと、改めてご確認下さい。

こうした全国の臨床心理士の動きの一方で、われわれ臨床心理士の存立を支えてきたはずの日本臨床心理士資格認定協会が明確な反対の意向を表明されたとはお聞きしておりません。臨床心理士報に同封されたものも残念ながら単なる「意見表明」としてしか受け止められません。

ぜひ、今こそ、日本臨床心理士資格認定協会からいわゆる「公認心理師法案」に反対する声明を公表いただきますことを強くお願い申し上げます。

ことは政治的事案になっておりますゆえ、時を争う状況にあると認識しております。加えて具体的な折衝方法についても速やかにご検討願います。

全国の有為の臨床心理士が日本臨床心理士資格認定協会の反対意思表明を待っております。どうか真摯にお受け止めくださるようお願いいたします。

別紙に私ども、奈良県臨床心理士会の主張を添えておきます。

よろしく実行のほどお願い申し上げます。

平成26年10月12日

奈良県臨床心理士会

役員会資格検討グループ